

国土交通省防災業務計画修正(案)(令和6年6月)の概要

国土交通省 防災業務計画

- ・ 災害対策基本法第36条に基づき、国土交通省が防災に関してとるべき措置などを定めた計画
- ・ 国土交通省が、自然災害や重大事故において、予防、応急対策、復旧・復興の各段階でとるべき諸施策を規定
- ・ 平成14年5月に作成され、直近では令和5年7月に修正

主な修正内容

◆ 関連法令の改正及び施行を踏まえた修正

- 「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の施行を踏まえた修正
 - ・ 水道整備・管理行政の国土交通省への移管に伴う上下水道が一体となった事業推進
- 「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」の施行を踏まえた修正
 - ・ 都道府県の求めに応じ国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報の提供

◆ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ ライフラインの復旧現場までのアクセスルート上の道路啓開について、陸路のみならず、海路・空路の活用に向けた関係機関との調整を実施
- 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
 - ・ 道路管理者と上下水道、電力、通信等のインフラ事業者が連携した復旧に向けた連絡体制の整備・強化
- 道路情報の収集環境の整備強化
 - ・ 交通状況の把握を目的としたITSスポットや可搬型路側機等の増強
- より実態に即した液状化リスク情報の提供
 - ・ 官民の所有する地盤情報の収集・公表の推進による実態に即した液状化リスク情報の提供
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の機能強化
 - ・ 避難所等における給水支援活動の明確化、衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用の推進
 - ・ 鉄道災害調査隊（RAIL-FORCE）と連携した現地調査による鉄軌道事業者への支援の強化



▲自衛隊LCACから陸揚げされる緊急復旧用バックホウ



▲給水機能付散水車による給水支援（石川県能登町）